

# 京成バス千葉セントラル

(習志野西営業所管内)

## 回数乗車券の取扱い終了について

京成バス千葉セントラルをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。当社では習志野西営業所（旧船橋新京成バス習志野営業所）管内の回数乗車券について、コミュニティバスの回数券を除き以下のとおりお取扱いを終了いたします。

今までご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

【対象】・・・旧船橋新京成バス・旧松戸新京成バス、  
旧新京成電鉄バス、旧船橋バス回数券

	～2025年 12月31日（水）まで	2026年1月1日（木） ～3月31日（火）まで	2026年 4月1日（水）以降
ご利用	ご利用いただけます	ご利用いただけません	
払戻し	手数料ありで払戻します	無手数料で払戻します	払戻しいたしません
	払戻しはいずれの場合も表紙が必要です。表紙が無い場合は払戻しできません。		

### 【払戻取扱窓口】

京成バス千葉セントラル

習志野西営業所・津田沼駅定期券発売所・北習志野駅定期券発売所

京成バス千葉ウエスト

鎌ヶ谷営業所・船橋駅北口バス案内所

小金原車庫・八柱駅定期券発売所・松戸駅東口定期券発売所

各窓口の営業日・時間・場所等については営業所ホームページ等でご確認ください。

※京成バス(株)・京成バス東京(株)、京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、  
京成バス千葉イースト(株)が管轄する営業所・定期券発売所など  
上記以外の窓口では旧新京成バス等記載の回数券の払戻しの取扱いはできません。

## 【払戻し額の計算方法】

### ① 2025年12月31日（水）まで

・・・払戻し手数料ありのお客様都合計算で払戻します

〈計算式〉 発売額（表紙に記載の額）

－使用分相当額（総券片額－残券合計額）

－手数料210円

### ② 2026年1月1日（木）～3月31日（火）まで

・・・手数料なしの事業者（会社）都合計算で払戻します。

〈計算式〉 発売額（表紙に記載の額）

× 残券合計額（残っている券の合計額）

÷ 総券片合計額（元々冊子についている券の合計額）

### ③ 2026年4月1日以降

・・・払戻しは致しません。

## 【参考】

### <回数乗車券のご利用方法>

ご利用区間の運賃額（現金運賃と同額）を切り離して運賃箱に投入して下さい。不足額がある場合、現金を加算してお支払い下さい。なお、回数券金額がご利用区間の運賃を上回った場合でも、差額分の返金はできかねますのでご了承下さい。

例) 210円の回数乗車券を使用して、230円区間にご乗車の場合

・・・回数乗車券210円分に現金20円を加算してお支払い下さい

2026年1月1日（木）以降

・・・回数乗車券のご利用はできません。2026年3月31日（火）までは払戻しいたします。